

ナイジェリア会社清算マニュアル (2023年2月)

【レポートの利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 Dentons ACAS-Law に作成委託し、2023年1月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 Dentons ACAS-Law の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons ACAS-Law が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所

E-mail : NLA@jetro.go.jp

JETRO

ナイジェリアの企業の任意清算について、2020 年会社および関連事項に関する法律（Companies and Allied Matters Act: CAMA）に基づく必要な手続きを以下に示す。

会社が任意で事業活動を清算するには以下の三つの方法がある。

- (a) 定款で定められた会社の継続期間の満了。
- (b) 一定の事象が起きた場合に解散する旨を定款に定め、総会で任意清算を求める決議を可決する。
- (c) 会社の任意清算の特別決議によって解散する。

A. 任意清算の手続き

会社の構成員または構成員と債権者による任意清算

- a) CAMA 2020 の Section 620 に基づき、以下の場合、会社は任意に清算することができる。
 - 定款で会社の継続期間が定められており、その期間が終了した場合、またはそれが発生した場合は会社が解散すると定款で定められている事象が発生し、総会で任意清算を求める決議が可決された場合、または
 - 会社が特別決議により任意清算を決定した場合。
- b) 構成員による任意清算の場合、会社の業務を清算する旨の取締役会決議を可決し、清算のため 1 人または複数の清算人を任命する。その後、官報または日刊紙 2 紙に公示することにより決議を通知する¹。決議書のコピー、法律で定められた支払可能宣言、およびその他のすべての必要書類を法人法規委員会（Corporate Affairs Commission: 以下「CAC」）に提出する必要がある。必須書類が提出され、規制上の要件が満たされると、法人法規委員会の登記長官（Registrar General）によって手続きが承認される。

¹ CAMA の Section 621 (1)

- c) CAMA の Section 625 は、取締役は、清算決議を可決するまでの 5 週間以内に、会社が支払可能であり、12 カ月以内に債権者に返済することができる旨を記載した法定の支払能力宣言書を CAC に提出して登記することができるように定めている。
- d) 構成員または債権者による任意解散の場合は、債権者会議に加えて、会社が特別決議を可決する必要がある、その会議で、債務会社の業務および資産を清算する目的で清算人が 1 人指名される。
- e) 具体的な清算手続きの詳細を以下に記載する。

(i) 取締役会による支払能力宣言

取締役全員またはその過半数が、会社清算の特別決議の日までの 5 週間の間に会社の支払能力について宣言を行う必要がある。

この支払能力宣言には、宣言前の可能な限り最新の日付の会社資産・負債計算書が含まれていなければならない。宣言書は、決議日の前に登記のため CAC に提出しなければならない。

(ii) 総会

会社の取締役会は、任意清算の特別決議を可決するために特別総会（EGM）を招集する必要がある（特別総会の招集には 21 日前の通知が必要）。決議の可決は清算手続きの開始とみなされ、その時点から会社は、清算に必要な範囲を除き、業務を停止することになるので注意する必要がある。

会社は任意清算の決議から 14 日以内に、官報または全国日刊紙 2 紙に公示することによって決議を通知し、CAC に届け出る。適切な通知を怠った場合、会社および各役員に 500 ナイラの罰金が科せられる。

上記の EGM では（その招集通知に清算人を選任する意向が明記されている場合）、構成員は業務を清算し会社資産の分配を行う目的で 1 人または複数の清算人を選任することができる。通常、会社が総会でまたは清算人自身が別段の決定

をしない限り、会社取締役の権限は清算人が任命された時点で清算人に引き継がれる。

清算人は選任から 14 日以内に任命の通知を官報および全国日刊紙 2 紙に掲載し、CAC に選任の届け出を行う。通知の目的は、債権者が、会社に対して有する債権について清算人に請求できるようにすることである。

(iii) 清算人

清算人は、会社が債務を全額支払えないと判断した場合は、債権者会議を招集し、債権者に会社の資産・負債計算書を見せ、清算手続きを進める。

会社の業務が完全に清算された時点で、清算人は会計士の支援を得て清算計算書を作成し、総会を招集してこれを提出する。この会議を最終総会といい、1 カ月前までの通知によって招集されるものとし、招集通知は官報およびナイジェリアの新聞 1 紙に公示しなければならない。

最終集会から 7 日以内に、清算人は清算計算書の写しおよび総会の報告書を CAC に提出して登記を行い、その後、会社の解散に対して利害関係者からの異議申し立てがなければ、登記から 3 カ月が経過した後は、会社は解散しているものとみなされる。

上記の清算手続きが完了するまでの期間に 5~7 カ月を要すると思われる。

B. 清算にかかる費用

(i) 現地新聞への広告掲載

広告掲載の一般的な費用の参考として、日刊紙 This Day から得た情報に基づいて説明する。下記の費用は概算であり、新聞社の判断により変更される可能性があることに留意する必要がある。

全面カラー	－	67万 5,000 ナイラ
全面白黒	－	51万 120 ナイラ
半面カラー	－	45万 ナイラ
半面白黒	－	32万 120 ナイラ

(ii) 連邦官報公告

連邦官報での公告費用は、1 頁につき 9 万ナイラと見積もられる。

(iii) CAC 届け出・登記

CAC のさまざまな登記費用の合計は約 6 万ナイラとみられている。

(iv) 手数料・諸経費

会社の清算に必要なさまざまな段階の手続きにかかる弁護士事務所のおおよそ
の手数料は、概算で 15,000 ドルであり、これには別途支払いが必要となる会計
士の費用は含まれない。要望があれば、別料金で清算人を弁護士事務所が務める
ことも可能である。

C. その他

(i) 税金負債

清算手続きに関して特別な税金を支払う必要はない。よって、清算の時点で会
社が未払いの税金などを除いて、清算に伴って会社に生じる納税義務は一切ない。

この点に関して、CAMA の規定により、清算会社は、ほかの一切の債務に
優先して、解散手続きの 12 カ月前に評価され支払期日が到来したすべて地方税、
課徴金、公課、源泉徴収課税 (Pay As You Earn tax deductions)、課税金、一
土地税、資産税または所得税を支払うことを法的に義務付けられているため、
注意が必要である。

さらに、改正後の 2007 年法人所得税法 (Companies Income Tax Act) の Section 29 (4) は、ナイジェリアで営業を恒久的に終了した会社の課税対象利益は、その終了した年に基づくものとしており、その翌年には課税対象利益は生じないものとみなされる。 よって、会社の債務は、清算手続きを開始した時点の債務残高である。

(ii) 会社の帳簿・記録

CAMA の Section 470 (8) に従い、清算人は、清算人および会社の帳簿・記録を会社の解散後 5 年間保管することを義務付けられており、CAC から別段の指示がない限り、同期間の経過後はそれらを破棄することができる。

また、清算手続きが完了するまでは、会社が年次の確定申告を行う法律上の義務を遵守する必要があることにも注意が必要である。